



金沢市公報

第2530号

平成18年(2006年)9月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	いて	(ﾞ)	5
● 告 示		○土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧について	(ﾞ)	6
○地縁による団体の告示された事項の変更について	(市民参画課) 1	○土地区画整理組合の事業計画の変更認可の申請に係る当該変更事業計画の縦覧について	(ﾞ)	6
○住民票の職権削除について	(市民課) 1	○開発行為に関する工事の完了について	(建築指導課)	6
○都市計画の決定について	(都市計画課) 2	○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について	(ﾞ)	7
○市道の区域の変更について	(道路管理課) 2	● 教育委員会告示		
○道路の供用の開始について	(ﾞ) 2	○平成17年教育委員会告示第11号(地区公民館の指定管理者について)の変更について	(生涯学習課)	7
● 公 告		● 選挙管理委員会告示		
○金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例に係るまちなか駐車場区域の指定の案及びまちなか駐車場設置基準の案の縦覧について	(交通政策課) 3	○金沢市長選挙に係る説明会の開催について	(選挙管理委員会)	8
○金沢市農業振興地域整備計画の変更案及びその変更の理由を記載した書面の縦覧について	(農林総務課) 4	● 農業委員会告示		
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について	(環境保全課) 5	○第591回金沢市農業委員会農地部会の招集について	(農業委員会事務局)	8
○土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更の認可について	(区画整理課) 5			
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可につ				

告 示

●金沢市告示第253号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
海浜町会	事務所の所在地	金沢市赤土町ヲ127番地	金沢市佐奇森町ヲ127番地	平成18年9月4日
	代表者の住所	大 杉 守 金沢市赤土町ヲ127番地	大 杉 守 金沢市佐奇森町ヲ127番地	平成18年9月4日

●金沢市告示第254号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成18年9月11日に職権削除しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により告示します。

平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

住 所	氏 名	性別	生 年 月 日
金沢市中村町15番11号	安 藤 剛 志	男	昭和50年10月4日
金沢市東力1丁目173番地	加 藤 一 福	男	昭和22年11月11日
金沢市黒田2丁目116番地	大 依 昭 夫	男	昭和26年8月1日
金沢市額新保1丁目361番地	寺 島 慎	男	昭和55年11月21日

●金沢市告示第255号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を決定した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画 地区計画	金沢市堅町及び片町1丁目の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	堅 町 商 店 街 地 区 地 区 計 画
金沢都市計画 地区計画	金沢市高柳町、三池町及び小坂町の 各一部		東金沢イースト 地 区 地 区 計 画

●金沢市告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。
なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成18年9月21日から同年10月5日まで一般の縦覧に供します。

平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

道路の 種 類	路 線 名	区 間	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
一般 市道	押 野12号 新保本1丁目線7号	新保本1丁目187番1先から 新保本1丁目187番4先まで	旧	6.3	16
			新	6.5	16
一般 市道	三 馬14号 西泉4丁目線4号	西泉4丁目121番1先から 西泉4丁目121番1先まで	旧	5.5	34
			新	6.0~6.1	34

●金沢市告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。
なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成18年9月21日から同年10月5日まで一般の縦覧に供します。

平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	区 間	供用開始日
押 野12号 新保本1丁目線7号	新 保 本 1 丁 目 187 番 1 先から 新 保 本 1 丁 目 187 番 4 先まで	平成18年9月21日
三 馬14号 西泉4丁目線4号	西 泉 4 丁 目 121 番 1 先から 西 泉 4 丁 目 121 番 1 先まで	〃

公 告

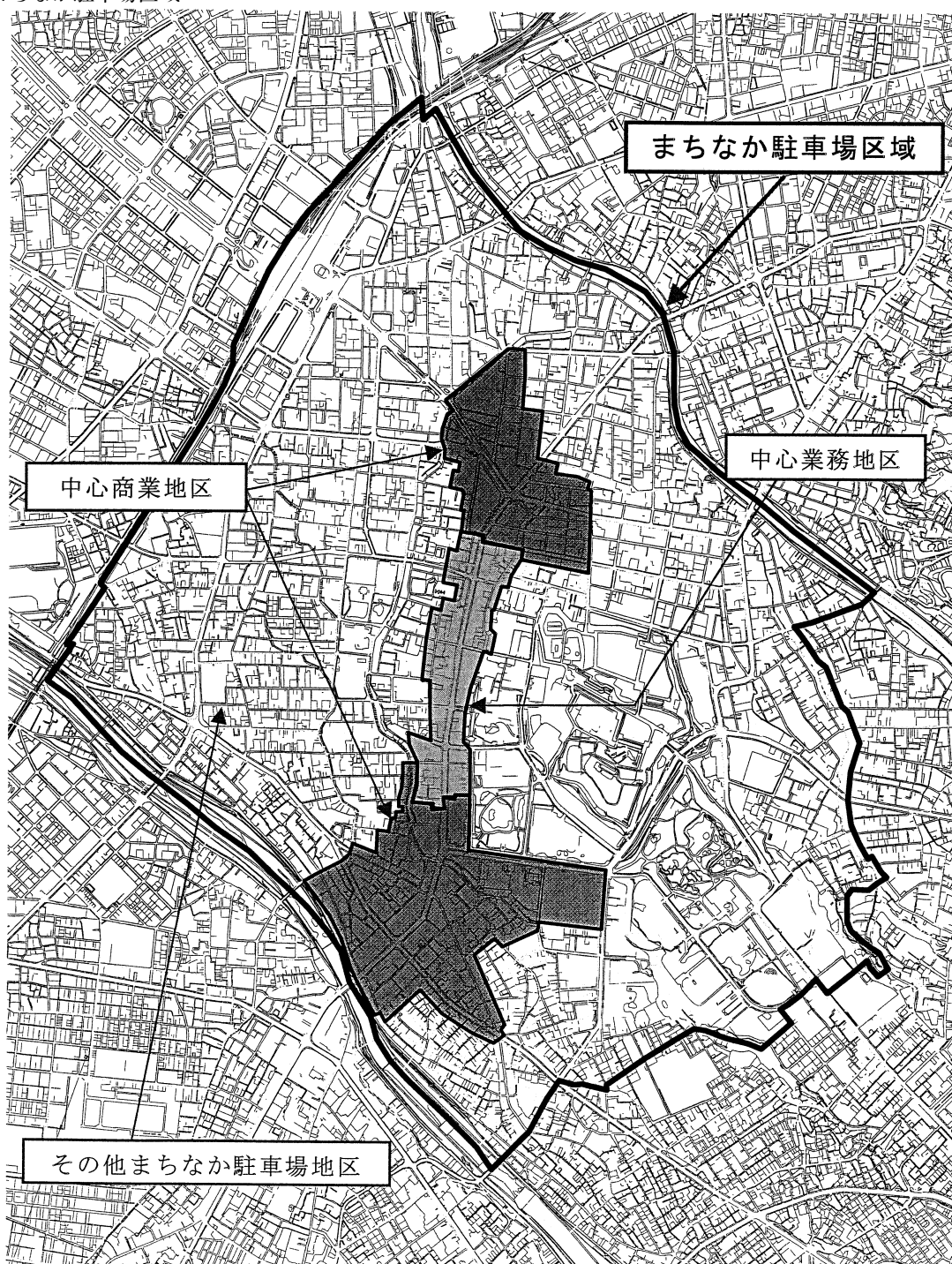
金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例（平成18年条例第6号）の規定に基づくまちなか駐車場区域の指定の案及びまちなか駐車場設置基準の案を作成したので、金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例施行規則（平成18年規則第3号）第3条第1項及び第4条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該まちなか駐車場区域の指定の案及びまちなか駐車場設置基準の案を公衆の縦覧に供します。

なお、まちなか駐車場区域の指定の案及びまちなか駐車場設置基準の案に係る区域内の土地、建物等の所有者及び占有者並びに利害関係者は、平成18年9月21日から同年10月12日までに、これらの案について金沢市長に意見書を提出することができます。

平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

1 まちなか駐車場区域



2 まちなか駐車場設置基準

- (1) まちなか駐車場区域共通に適用する事項
 - ア まちなかへの過度な自動車の流入を助長しないこと。
 - イ 駐車場の出入りが前面道路の渋滞を引き起こさないこと。
 - ウ 歩行者の安全性を阻害しないこと。
 - エ 周辺のまちなみ景観に配慮すること。
- (2) 中心商業地区に適用する事項
 - ア 駐車場に出入りする自動車が買い物客の回遊動線を阻害しないこと。
 - イ 店舗の連続性が確保されること。
 - ウ 立体化・集約化等により土地が有効に利用されること。
- (3) 中心業務地区に適用する事項
 - ア 原則として国道157号からの出入りを行わないこと。
 - イ 近隣の業務需要を越えたものでないこと。
 - ウ 立体化により土地の高度利用がなされること。
- (4) その他まちなか駐車場地区に適用する事項
 - ア 周辺地区内の需要の範囲内であること。
 - イ 地区内の道路事情を勘案し、生活道路に悪影響を及ぼさないこと。
 - ウ 前2地区の利用者のための駐車場ではないこと。
 - エ 地域のコミュニティに配慮しているものであること。

3 縦覧場所

金沢市役所都市政策局交通政策課

4 縦覧期間

平成18年9月21日から同年10月5日まで

金沢市農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成18年9月21日から同年10月23日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市産業局農林部農林総務課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期限

(1) 申出先

金沢市産業局農林部農林総務課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送（郵送による場合は、申出期限までに必着のこと。）

(3) 申出期限

平成18年11月7日

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期限

(1) 提出先

金沢市産業局農林部農林総務課

(2) 提出方法

持参又は郵送（郵送による場合は、提出期限までに必着のこと。）

(3) 提出期限

平成18年10月23日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	住 所	変更登録年月日
28	株式会社 クォードコーポレーション	福井県福井市 中荒井町第5号5番地	平成18年8月31日
55	株式会社 ダイテック	富山県高岡市荒見崎318番2	平成18年8月31日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市大桑第三土地区画整理組合	平成10年10月23日から 平成22年3月31日まで	金沢市大桑町ニ、ホ及びへの全部並びにイ、ハ、ト、チ、リ、西ノ山及び平の各一部	金沢市大桑町リ79番地1	平成10年10月19日	平成18年9月15日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市中屋土地区画整理組合	平成13年11月21日から 平成20年3月31日まで	金沢市中屋町東、ロ、ハ、ヘ及び上荒屋7丁目の各一部	金沢市中屋町東516番地	平成13年11月16日	平成18年9月15日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	縦覧場所	縦覧時間
金沢市大桑第三土地区画整理組合	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局定住促進部 区画整理課	午前9時から 午後5時30分まで

次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る申請があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、当該変更事業計画を公衆の縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

なお、利害関係者は、縦覧に供された変更事業計画について意見がある場合においては、平成18年9月22日から同年10月19日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	縦覧時間
金沢市野田土地区画整理組合	平成18年9月22日から 同年10月5日まで	金沢市役所 都市整備局定住促進部 区画整理課	午前9時から 午後5時30分まで

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

1

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市高坂町甲35番1	金沢市福久1丁目124番地 安 田 直 幸 金沢市福久1丁目124番地 安 田 晃 子

2

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市畝田西4丁目79番1から79番7まで	道路 金沢市畝田西4丁目79番4 及び79番7 水路 金沢市畝田西4丁目79番6	金沢市神田2丁目12番16号 株式会社 エム・ティ・エステート 代表取締役 松井 利文
金沢市新保本1丁目187番1及び187番4から187番7まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市新保本1丁目187番4 及び187番6並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市有松1丁目1番1号 株式会社 ジョイントエステート 代表取締役 山崎 友喜男
金沢市三ツ屋町口53番3、54番1及び54番3から54番6まで	道路 金沢市三ツ屋町口53番3及び54番4	金沢市保古1丁目217番地1 大成ホーム 株式会社 代表取締役 前田 和人

金沢市泉野出町1丁目111番1から111番3まで	道路	金沢市泉野出町1丁目111番2及び111番3	金沢市泉野町1丁目16番30号 笠置 作治
金沢市笠舞2丁目180番1から180番7まで	道路	金沢市笠舞2丁目180番4	金沢市浅野本町2丁目5番25号 株式会社 宅建地所 代表取締役 荒木 宣夫
金沢市米泉町6丁目103番1から103番4まで及び金沢市所管の法定外公共物の一部	道路	金沢市米泉町6丁目103番4及び金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市神田2丁目12番16号 株式会社 エム・ティ・エステート 代表取締役 松井 利文
金沢市四十万町北ル9番1及び9番4から9番9まで	道路	金沢市四十万町北ル9番1	金沢市本江町11番33号 株式会社 永和地所 代表取締役 田島 勇
金沢市泉が丘2丁目192番1及び192番3から192番5まで	道路	金沢市泉が丘2丁目192番4	金沢市泉が丘2丁目12番46号 株式会社 第一地所 代表取締役 山岸 宏
金沢市東山3丁目1126番1から1126番7まで	道路	金沢市東山3丁目1126番7	金沢市富樫1丁目2番10号 株式会社 杉本住宅 代表取締役 杉本 誠二
金沢市近岡町560番1、560番3から560番7まで、561番1及び561番3から561番7まで	道路 水路	金沢市近岡町560番1及び561番1 金沢市近岡町560番7及び561番7	金沢市近岡町378番地1 有限会社 彩喜不動産 代表取締役 西本 外喜雄
金沢市泉が丘2丁目181番1及び181番3から181番8まで	道路	金沢市泉が丘2丁目181番4及び181番8	金沢市間明町2丁目194番地 有限会社 東山地所 代表取締役 荒矢 勇三

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

新たに指定した道路の位置等

指定年月日	道 路 の 位 置			
	起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)
平成18年9月7日	金沢市南森本町ワ32番2先	金沢市南森本町ワ32番4先	4.00	46.10

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第12号

平成17年教育委員会告示第11号（地区公民館の指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成18年9月21日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
金沢市東浅川公民館	所在地	金沢市袋板屋町イ25番地1	金沢市上中町ニ14番地	平成18年7月22日

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第57号

平成18年11月19日執行予定の金沢市長選挙における選挙運動関係法規等の周知を図るため、立候補予定者及びその他の関係者に対する説明会を次のとおり開催します。

平成18年9月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 日 時
平成18年10月11日（水） 午後2時
- 2 場 所
金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市役所 市議会全員協議会室（新館7階）

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第14号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第591回金沢市農業委員会農地部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年9月21日

金沢市農業委員会
農地部会長 島 田 傳 治

- 1 日 時
平成18年9月27日午後3時
- 2 場 所
金沢市議会全員協議会室
- 3 議 案
(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
(2) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
(3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

平成18年(2006年)9月21日 印刷

発行人

金 沢 市

平成18年(2006年)9月21日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市米泉町6丁目8番地3

カネモト印刷(株)